

厚生委員会議案説明資料

令和4年3月24日

件名	頁
1 第41号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2

(衛生部)

第 4 1 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 2 4 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例									
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課									
内 容	<p>1 概要 食品衛生法改正に伴う営業許可申請手数料増額に対する減免措置適用期間を延長するために、下記のとおり本条例を改正する。</p> <p>(1) 経緯 国の食品衛生法改正(令和3年6月施行)により、業種の再編が行われた。そのため、既存の事業者が引き続き従前の営業を継続する場合であっても、法改正により業種が変更になると、許可申請時に納付する申請手数料額が値上げとなるケースが発生する。 これについては、新型コロナウイルス感染症による飲食業界への影響を考慮し、足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和3年足立区条例第19号）において減免措置を設けているが、今般の感染拡大を受け、適用期間の延長が望ましいと判断した。</p> <p>【参考】減免措置対象件数</p> <table border="1" data-bbox="448 1093 1343 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>全更新件数</th> <th>うち減免措置対象件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>約680件</td> <td>約20件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>約1,100件</td> <td>約30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度は新法施行後（令和3年6月1日～）の件数 ※ 令和4年度は見込みの件数</p> <p>(2) 改正内容 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和3年足立区条例第19号）付則第4項において、既存事業者のうち業種再編により申請手数料が増額となるものに対し、減免措置適用期間を延長する。 ア 改正前 令和4年3月31日まで イ 改正後 令和5年3月31日まで</p> <p>2 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>3 施行年月日 令和4年4月1日</p>		全更新件数	うち減免措置対象件数	令和3年度	約680件	約20件	令和4年度	約1,100件	約30件
	全更新件数	うち減免措置対象件数								
令和3年度	約680件	約20件								
令和4年度	約1,100件	約30件								
今後の方針	本議案の議決が得られた際には、対象事業者及び所属職員に対して周知を行い、手数料徴収事務に遺漏のないよう図る。									

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 （令和3年足立区条例第19号）</p>	<p>○足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 （令和3年足立区条例第19号）</p>
<p>第1条及び第2条 （省略）</p>	<p>第1条及び第2条 （省略）</p>
<p>付 則（一部改正条例のもの）</p>	<p>付 則（一部改正条例のもの）</p>
<p>1から3まで （省略）</p>	<p>1から3まで （現行のとおり）</p>
<p>4 <u>令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間</u>における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製</p>	<p>4 <u>令和3年6月1日から令和5年3月31日までの間</u>における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製</p>

改正前	改正後
<p>造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p>	<p>造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則（本条例のもの）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>